

建築物省エネ法に基づく 省エネ基準適合義務制度等 に係る手続きマニュアル

(令和7年 4月版)

一般財団法人 住宅・建築 SDGs 推進センター

●軽微な変更に該当する場合

具体的には、住宅に係る軽微な変更のうち「ルート A：省エネ性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更」及び「ルート B：一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更」に該当する場合は、完了検査の申請時に、軽微な変更説明書を提出する。

また、軽微な変更のうち「ルート C：再計算により省エネ基準への適合が明らかな変更」に該当する場合は、軽微な変更説明書の一部として、「軽微変更該当証明書」を完了検査の申請時に提出することとする。

●軽微な変更に該当しない場合

改正建築物省エネ法第11条第2項等の規定により、所管行政庁又は登録省エネ適判機関（所管行政庁等）に変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して、所管行政庁等による省エネ適判を受けることが必要である。この場合において、変更の直前省エネ適判を受けた機関において、変更後の計画に係る省エネ適判と変更設計住宅性能評価等とを併せて受けるときは、当初の省エネ適判の際と同様に、建築物エネルギー消費性能確保計画の添付図書を合理化することが可能である。

なお、完了検査申請時には、変更の省エネ適判に要した図書及び変更の省エネ適判に係る適合判定通知書又はその写しを提出する。

※複合建築物の取扱い

複合建築物（非住宅部分と住宅部分を有する建築物）の評価については、部分毎の評価方法による。なお、住宅部分について省エネ適判を省略する方法を用いる場合であっても、非住宅部分を含むことから、建築物全体としては省エネ適判が必要となることに留意のこと。

(3) 省エネ適判を省略する場合（仕様基準、設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書、長期使用構造等である旨の確認書の活用）

1) 全体の流れ

建築物省エネ法第11条第1項後段ただし書きにより、省エネ適判を行うことが比較的容易である場合は、省エネ適判を省略することが可能とされている。この場合は、省エネ基準への適合は建築確認審査の中で確認されることとなる。

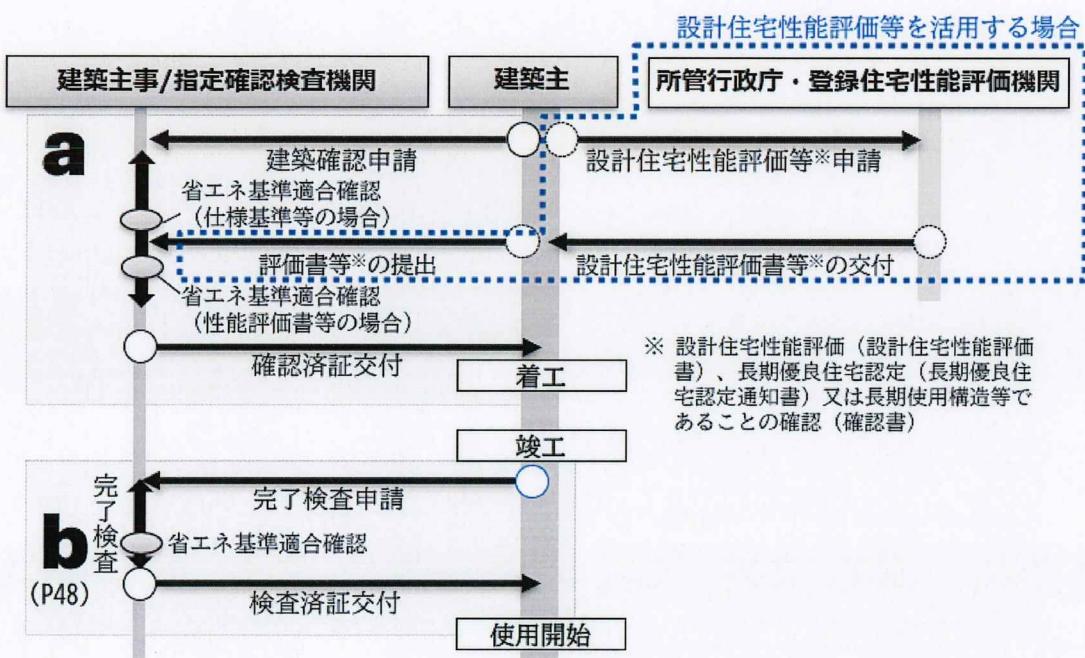
＜省エネ適判が比較的容易である場合＞施行規則第2条第1項

- ・ 仕様基準等を用いて省エネ基準適合を示す場合
- ・ 設計住宅性能評価書（断熱等性能等級4・一次エネルギー消費量等級4以上の場合に限る）を取得している場合

- ・長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書を取得している場合

共同住宅については、共同住宅の全ての住戸に係る評価書等の交付を受け、当該評価書等又はその写しを、確認申請書を提出した建築主事等に確認審査の末日の3日前まで（ただし、申請者と機関とで事前に十分調整の上で、期日を確認審査の末日の前の任意の日に設定することは差し支えない。以下同じ。）に提出する場合に限り、省エネ適判の省略が可能である。

下図に省エネ適判を省略する場合の建築確認に係る手続きの基本的な流れを紹介し、以下、a及びbにて具体的な手続きを解説する。



2) 具体的な手続き

a. 建築確認申請

i 申請に必要な図書

建築主は、建基法に基づく確認申請の手続きにおいて、建基法施行規則第1条の3に基づく図書などを提出する。省エネ適判を省略する場合は、省エネ基準適合の示し方により提出書類が以下のように異なる。

＜建築確認申請時の提出書類＞

- 仕様基準等により省エネ基準適合を示す場合
提出書類：仕様基準等への適合が確認できる設計図書等
 - 設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書により示す場合
提出書類：
 - ・宣言書（評価書等又はその写しを確認審査の末日の3日前までに確認申請書を提出した建築主事等に提出することとし、提出できない又は困難と見込まれる場合は省エネ適応を受ける旨を記載した、申請者又は設計者が記名した書面、様式は任意）
 - ・設計住宅性能評価書（※）
 - ・長期優良住宅認定通知書（※）
 - ・長期使用構造等である旨の確認書（※）
- ※必ずしも確認申請時の提出は要しない。申請時に提出できない場合は上記の宣言書を提出の上、法定の確認申請期間の末日の3日前までには、設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定書、長期使用構造等である旨の確認書のいずれかを建築確認申請を行った建築主事等に提出することが必要。

ii 審査内容の概要

● 仕様基準により省エネ基準適合を示す場合

提出された設計図書等が仕様基準に適合しているかを確認する。

● 設計住宅性能評価書等により省エネ基準適合を示す場合

設計住宅性能評価書（断熱等性等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上であるものに限る。）、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書により、省エネ基準適合を確認する。

なお、確認審査の末日の3日前まで（事前調整した場合は末日の前日）に上記の評価書等が提出できない場合は省エネ適応が必要となるため、建築主は、確認申請書の第二面8欄の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出に係る記載を「提出不要」から、当該計画の提出状況に応じて「提出済」又は「未提出」に修正するとともに、確認申請書に添付した宣言書を取り下げるものとする。

iii 確認済証の交付

全ての審査終了後に、通常の建築確認と同様に確認済証が交付され、以降、着工が可能となる。

b. 完了検査

工事が完了した場合、建築主は完了検査の申請を行う。省エネ基準は建築基準関係規定であるため、省エネ基準への適合についても、完了検査の対象となる。

仕様基準により省エネ基準を評価する場合は、確認申請時に仕様基準への適合を確認できる設計図書等を提出しているため、計画内容に変更が生じていない限り、完了検査申請時の追加的な書類・設計図書の提出はない。

一方で、設計住宅性能評価書等により省エネ基準を評価する場合は、確認申請時は、省エネ基準関係の設計図書を建築主事等に提出していないため、追加的に設計図書等の提出が必要となる。

i 完了検査申請 [建築主 → 建築主事・指定確認検査機関]

建築主は、確認申請を行った建築物の工事が完了した際に、建築主事等に対して建基法に基づく完了検査を申請する。検査では建基法への適合確認と併せて、省エネ基準への適合も検査を受けることとなる。

完了検査の申請に際しては、通常の完了検査に必要な図書と併せて、以下の書類を添付する必要がある。

[完了検査申請時に指定確認検査機関等へ提出が必要な図書等]

- 省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書
(省エネ基準工事監理報告書)
- 以下のいずれかの図書
 - ・仕様基準により省エネ基準適合を示す場合
：追加的な図書の提出は不要
 - ・設計住宅性能評価書により省エネ基準適合を示す場合
：設計住宅性能評価申請書、設計内容説明書、計算書及び図面等（省エネ基準に係る図書のみ）
 - ・長期優良住宅認定通知書により省エネ基準適合を示す場合
：長期優良住宅認定申請書、設計内容説明書、計算書及び図面等（省エネ基準に係る図書のみ）
 - ・長期使用構造等である旨の確認書により省エネ基準適合を示す場合
：長期使用構造である旨の確認申請書、設計内容説明書、計算書及び図面等（省エネ基準に係る図書のみ）
- 納入仕様書・品質証明書、施工記録書等（現場備付）

ii 完了検査の実施 [建築主事・指定確認検査機関 → 建築主]

建築主事等は、従前（省エネ基準適合義務化以前）の完了検査に係る検査事項に加え、i で提出を受けた図書等により、建築確認を受けた設計図書通りに